

# 公害防止配慮指針



小樽市生活環境部環境課

# 目 次

	頁
1 公害防止配慮指針とは -----	1
2 配慮指針の構成 -----	1
3 配慮指針の本体 -----	2
解体工事開始前 -----	2
解体工事中 -----	3
建築工事開始前 -----	5
建築工事中 -----	10
操業開始後 -----	11

## 1 公害防止配慮指針とは



小樽市内では、毎年多くの公害苦情が発生しています。公害関係法令に抵触している場合もありますが、ほとんどが規制対象外のもので、昨今の市民の環境保全意識の高まりから、より良い環境を要求することに起因しているものが多いようです。

このため、事業者の皆様が工場又は事業場を設置又は増設するのに当たっては、公害関係法令を遵守していただくことは勿論、当該工場又は事業場の周辺環境に十分配慮していただくことが求められています。公害苦情への対応は、操業後に問題が発生してからでは、解決するのに多くの時間と費用を要するケースが多いため、事前に周辺環境に配慮したハード面、ソフト面の体制を整えておくことが重要です。

公害防止配慮指針は、事業者の皆様が公害の未然防止のために配慮していただきたい事項をまとめたもので、公害防止配慮のガイドラインとして活用していただきたいと思えます。

## 2 配慮指針の構成



公害防止配慮指針は、工場又は事業場の設置又は増設について建築工事等の段階ごとに公害防止のために配慮していただく内容をまとめてあります。具体的には、解体工事開始前、解体工事中、建築工事開始前、建築工事中及び操業開始後の5段階に区分し、公害関係法令の手続きやその他各段階において公害防止のために配慮していただく内容を記載してありますので、工事の計画策定や工場又は事業場の公害対策の検討の際に活用してください。

## 3 配慮指針の本体

### 解体工事開始前



#### 公害全般

下請業者を使用して解体工事を施工する場合には、公害防止について十分な指導をしてください。

#### 騒音・振動防止

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業に関する規制の手続きを行ってください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 1 「騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出について」

別紙 2 「振動規制法に基づく特定建設作業実施届出について」

を参照してください。

解体工事の計画の策定にあたっては、低騒音・低振動の工法及び機械を採用してください。特に発電機やブレーカーを使用する作業には十分注意してください。

工事現場の周辺住民に対して、事前に、解体工事の概要、使用機械、工事期間、工事時間、騒音又は振動防止の方法、工事責任者とその連絡先について説明し、理解を求めてください。周知の方法としては、戸別訪問により説明事項を記載したチラシを配布してください。

#### 大気汚染防止

特定建築材料（吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材）が使用されている建築物又はその他の工作物を解体する場合には、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業に関する規制の手続きを行ってください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 3 「大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出について」を参照してください。

解体工事や工事車両の出入りなどにより粉じんの発生が予測される場合には、仮囲いやシートなどで養生を行ってください。

#### 水質汚濁防止

汚水が極力発生しないような工事計画を立ててください。

## 解体工事中



### 公害全般

騒音や振動などの公害の発生状況を監視し、周辺住民からの苦情や問い合わせに迅速に対応できるよう工事現場責任者を配置してください。

工事の進捗状況において、工事計画の変更が発生する場合は、事前に周辺住民に説明し理解を求めてください。

複数の建設機械を同時に使用することは極力避け、その配置も可能な限り周辺住宅から距離を確保してください。

### 大気汚染防止

特定建築材料（吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材）が使用されている建築物又はその他の工作物を解体する場合には、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業に関して規定されている作業基準を遵守してください。

詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙3「大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出について」を参照してください。

解体工事や工事車両の出入りなどにより粉じんが発生している場合には、適度に清掃や散水を行ってください。また、工事車両の搬入搬出路の清掃にも十分留意してください。

建築廃材等は現場で焼却しないでください。廃棄物処理法により構造基準を満たした適正な焼却炉を使用しないで野外において焼却することは、廃棄物の不適正な処理の防止や周辺環境に影響から原則禁止されています。

### 騒音・振動防止

特定建設作業以外の工事については、早朝や夜間は極力避けてください。やむを得ず工事を行う場合には、あらかじめ周辺住民に十分説明し理解を求めてください。

建設機械の過度な操作や運転は慎み、短時間の作業待ちでも可能な限りエンジンを停止するなど、不必要な騒音や振動を出さないようにしてください。

工事車両については、不要なアイドリングを避けるとともに、駐車場所、通行経路や時間帯に十分配慮し、必要に応じて周辺住民に説明し理解を求めてください。

作業用道路は、原則として住宅から離れた位置に設置し、常に整備、保守することにより、騒音や振動の防止を図ってください。

### **水質汚濁防止**

廃油などの油類については、適正に処置し、公共用水域に流出しないよう十分注意してください。

汚水が発生した際には、適正な処理を施し排出してください。

## 建築工事開始前



### 公害全般

下請業者を使用して建築工事を施工する場合には、公害防止について十分な指導をしてください。

工事現場の周辺住民に対して、事前に次の事項について説明し理解を求めてください。周知の方法としては、戸別訪問により説明事項を記載したチラシを配布してください。

#### 【説明事項】

- ・ 建築工事について、建築工事の概要、使用機械、工事期間、工事時間、騒音又は振動防止の方法、工事責任者とその連絡先
- ・ 操業開始後について、業務概要、始業終業時間、休日、使用機械、機械の位置と稼働日時、公害防止の方法、公害防止責任者とその連絡先

### 大気汚染防止

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設に関する規制、小樽市公害防止条例に基づくばい煙発生施設及び粉じん発生施設に関する規制、北海道公害防止条例に基づく粉じん発生施設に関する規制の手続きを行ってください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 4 「大気汚染防止法に基づく届出（ばい煙）について」

別紙 5 「大気汚染防止法に基づく届出（一般粉じん）について」

別紙 6 「小樽市公害防止条例に基づく届出（特定施設）について」

別紙 8 「北海道公害防止条例に基づく届出について」

を参照してください。

なお、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設に関する規制のうち事業場の関係は小樽市が所管ですが、工場関係及び揮発性有機化合物排出施設に関する規制は北海道後志支庁環境生活課（TEL 0136-23-1352）が所管となっていますので、そちらに問い合わせください。

ばい煙や黒煙の防止対策として、使用燃料はできるだけ硫黄分の小さい良質なものを選定してください。

排気口（換気扇、煙突、ダクト等）の設置については、周囲への環境に配慮し、位置、向き、高さに十分注意し、隣接住宅側への排気を避けるようにしてください。

工事車両の出入りなどにより粉じんの発生が予測される場合には、仮囲いやシートなどで養生を行ってください。

操業工程から粉じんが発生する場合には、集じん装置を設置する等、防じん対策に万全を期してください。

駐車場の位置及び構造等については、排気ガスの周辺に及ぼす影響が最小限になるように配慮してください。

## 水質汚濁防止

汚水が極力発生しないような工事計画を立ててください。

公共下水道の供用区域内に工場又は事業場を設置する場合は、下水道に接続してください。



下水道法により下水道の接続が義務付けられています。

なお、詳細は小樽市水道局サービス課(TEL 0134-22-8114)にお問い合わせください。

水質汚濁防止法に基づく特定施設に関する規制の手続きを行ってください。



公共下水道の供用区域外に工場又は事業場を設置する場合や供用区域内で屋外に設置する施設を対象としますが、詳細は所管の北海道後志支庁へ問い合わせください。

小樽市公害防止条例に基づく汚水等排出施設に関する規制の手続きを行ってください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙6「小樽市公害防止条例に基づく届出(特定施設)について」

を参照してください。

なお、公共下水道の供用区域外に工場又は事業場を設置する場合や供用区域内で屋外に設置する施設を対象とします。

北海道公害防止条例に基づく汚水等排出施設に関する規制の手続きを行ってください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙8「北海道公害防止条例に基づく届出について」を参照して

ください。

なお、公共下水道の供用区域外に工場又は事業場を設置する場合や供用区域内で屋外に設置する施設を対象とします。

油類の流出のおそれのある工場又は事業場は、防油堤を設ける等の流出防止策を講じるとともに、万一の流出時に備えてオイル吸着マットを常備してください。



公共下水道の供用区域外に工場又は事業場を設置する場合や供用区域内で屋外に施設を設置する場合で鉱油類が発生する際には、油水分離装置を設ける等、適切な排水処理対策を行ってください。

公共下水道の供用区域外に工場又は事業場を設置する場合には、排水処理装置を設置し、適切な排水処理対策を講じることにより、公共用水域への水質汚濁負荷の軽減を図ってください。

洗車施設を設置する際は、配置や構造について、水の飛沫が隣接する住宅等へ飛散しないように配慮してください。

重油、灯油等の配管等が屋外に露出している部分については、冬期における積雪、落雪等による破損が起こらないように、設置位置及び構造に配慮してください。

## **騒音・振動防止**

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業に関する規制の手続きを行ってください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

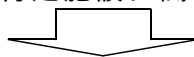
別紙 1 「騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出について」

別紙 2 「振動規制法に基づく特定建設作業実施届出について」

を参照してください。

建築工事の計画の策定にあたっては、低騒音・低振動の工法及び機械を採用してください。特に発電機や杭打機を使用する作業には十分注意してください。

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設に関する規制の手続きを行ってください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

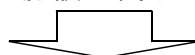
別紙 9 「騒音規制法に基づく届出について」

別紙 10 「振動規制法に基づく届出について」

を参照してください。

なお、騒音規制法又は振動規制法に基づく指定地域内に工場又は事業場を設置する場合を対象とします。

小樽市公害防止条例に基づく騒音発生施設に関する規制の手続きを行ってください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 6 「小樽市公害防止条例に基づく届出（特定施設）について」

を参照してください。

なお、騒音規制法に基づく指定地域内に工場又は事業場を設置する場合を対象とします。

小樽市公害防止条例に基づく拡声放送に関する規制の手続きを行ってください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 7 「小樽市公害防止条例に基づく届出（拡声放送）について」  
を参照してください。

北海道公害防止条例に基づく騒音発生施設及び振動発生施設に関する規制の手続きを行ってください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 8 「北海道公害防止条例に基づく届出について」を参照してください。

なお、原則として、騒音規制法又は振動規制法に基づく指定地域外に工場又は事業場を設置する場合を対象とします。

騒音又は振動を発生する施設の選定に当たっては、できるだけ低騒音・低振動の装置を採用してください。

騒音レベル又は振動レベルの特に大きい装置を工場又は事業場に設置する場合には、隣接住宅等との保有距離を十分に取るとともに、隣接する箇所に事務所や倉庫を設置する等、騒音や振動の影響が小さくなるようにしてください。さらに、防振バネ・ゴムを活用したり、壁や基礎を厚くする等、騒音・振動対策に万全を期してください。

室内の騒音レベルの高い工場又は事業場については、壁の材質や構造を外側へ遮音効果、内側に吸音効果のあるものを採用するとともに、窓及び出入口を二重とし、ガラスの厚さにも注意してください。

空調機の室外機等やむを得ず屋外に設置する設備については、設置場所に注意し、必要に応じて防音壁や周囲を囲う等の対策を取ってください。

駐車場の位置及び構造等については、騒音の周辺に及ぼす影響が最小限になるように配慮してください。

## **悪臭防止**

小樽市公害防止条例に基づく悪臭発生施設に関する規制の手続きを行ってください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 6 「小樽市公害防止条例に基づく届出（特定施設）について」  
を参照してください。

北海道公害防止条例に基づく悪臭発生施設に関する規制の手続きを行ってください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 8「北海道公害防止条例に基づく届出について」を参照してください。

排気口（換気扇、煙突、ダクト等）の設置については、周囲への環境に配慮し、位置、向き、高さに十分注意し、隣接住宅側への排気を避けるようにしてください。

悪臭を発生する原材料や製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納しカバーで覆う等の措置を講じるとともに屋内に保管し、臭気の拡散を防止してください。

塗料や有機溶剤を原材料に使用する際には、極力臭気の少ないものを選んで使用し、容器の構造や作業方法等に配慮してください。

有機溶剤の取扱いや操業工程から悪臭が発生する場合には、脱臭装置を設置する等、脱臭対策に万全を期してください。

建物の構造については、シャッター等の開閉時においても悪臭が外部へ漏れにくいよう、建物内での悪臭の発生する作業の場所等に配慮してください。

廃棄物を一時保管する際や搬出時に外部に臭気が拡散しないように廃棄物の保管場所、管理方法及び搬出方法に配慮してください。

## 建築工事中



### 公害全般

騒音や振動などの公害の発生状況を監視し、周辺住民からの苦情や問い合わせに迅速に対応できるよう工事現場責任者を配置してください。

工事の進捗状況において、工事計画の変更が発生する場合は、事前に周辺住民に説明し理解を求めてください。

複数の建設機械を同時に使用することは極力避け、その配置も可能な限り周辺住宅から距離を確保してください。

### 大気汚染防止

工事車両の出入りなどにより粉じんが発生している場合には、適度に清掃や散水を行ってください。また、工事車両の搬入搬出路の清掃にも十分留意してください。

建築廃材等は現場で焼却しないでください。廃棄物処理法により構造基準を満たした適正な焼却炉を使用しないで野外において焼却することは、廃棄物の不適正な処理の防止や周辺環境に影響から原則禁止されています。

### 騒音・振動防止

特定建設作業以外の工事については、早朝や夜間は極力避けてください。やむを得ず工事を行う場合には、あらかじめ周辺住民に十分説明し理解を求めてください。

建設機械の過度な操作や運転は慎み、短時間の作業待ちでも可能な限りエンジンを停止するなど、不必要な騒音や振動を出さないようにしてください。

工事車両については、不要なアイドリングを避けるとともに、駐車場所、通行経路や時間帯に十分配慮し、必要に応じて周辺住民に説明し理解を求めてください。

作業用道路は、原則として住宅から離れた位置に設置し、常に整備、保守することにより、騒音や振動の防止を図ってください。

### 水質汚濁防止

生コン車、ミキサー、シャベル、左官道具を水洗いするときは、モルタル、砂等を側溝等に流さないでください。

汚水が発生した際には、適正な処理を施し排出してください。

## 作業開始後



### 公害全般

公害の発生状況を監視し、周辺住民からの苦情や問い合わせに迅速に対応できるよう公害防止責任者を配置してください。

### 大気汚染防止

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び揮発性有機化合物排出施設に関する規制については排出基準、一般粉じん発生施設に関する規制については構造等の基準を遵守してください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 4 「大気汚染防止法に基づく届出（ばい煙）について」

別紙 5 「大気汚染防止法に基づく届出（一般粉じん）について」

を参照してください。

なお、揮発性有機化合物排出施設については、北海道後志支庁に問い合わせください。

小樽市公害防止条例に基づくばい煙発生施設に関する規制については排出基準、粉じん発生施設に関する規制については構造等の基準を遵守してください。

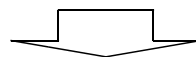


詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 6 「小樽市公害防止条例に基づく届出（特定施設）について」

を参照してください。

北海道公害防止条例に基づく粉じん発生施設に関する規制については、構造等の基準を遵守してください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

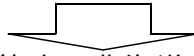
別紙 8 「北海道公害防止条例に基づく届出について」を参照してください。

ボイラーや焼却炉等のばい煙発生施設を設置した場合は、管理規定や管理日誌を設ける等日常管理を徹底してください。

廃棄物の焼却はしないでください。廃棄物処理法により構造基準を満たした適正な焼却炉を使用しないで野外において焼却することは、廃棄物の不適正な処理の防止や周辺環境に影響から原則禁止されています。

## 水質汚濁防止

水質汚濁防止法に基づく特定施設に関する規制については、排水基準を遵守してください。



詳しくは、水質汚濁防止法を所管する北海道後志支庁に問い合わせください。

小樽市公害防止条例に基づく汚水等排出施設に関する規制については、排水基準を遵守してください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 6 「小樽市公害防止条例に基づく届出（特定施設）について」

を参照してください。

沈殿槽、油水分離機、その他排水処理装置については、管理規定や管理日誌を設ける等日常管理を徹底してください。

## 騒音・振動防止

騒音規制法又は振動規制法に基づく特定施設に関する規制については、規制基準を遵守してください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 9 「騒音規制法に基づく届出について」

別紙 10 「振動規制法に基づく届出について」

を参照してください。

小樽市公害防止条例に基づく騒音発生施設に関する規制については、規制基準を遵守してください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 6 「小樽市公害防止条例に基づく届出（特定施設）について」

を参照してください。

小樽市公害防止条例に基づく拡声放送に関する規制については、基準を遵守してください。



詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 7 「小樽市公害防止条例に基づく届出（拡声放送）について」

を参照してください。

騒音を発生する施設を設置している場合には、窓や出入口を開放して作業を行わないでください。

騒音又は振動を発生する施設を設置している場合には、早朝及び夜間の使用を自粛してください。

騒音又は振動を発生する施設を設置している場合には、定期的なメンテナンスを徹底してください。

駐車場の車両の騒音対策として、アイドリング、急発進・急停止、大声での会話を避けるとともに、ラジオやカーステレオのボリュームを下げる等について、注意喚起の掲示板を設置したり、運転手に直接呼びかける等対策に万全を期してください。

## **悪臭防止**

悪臭防止法に基づく規制地域内に工場又は事業場が設置されている場合には、同法に基づく規制基準を遵守してください。

詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 1 1 「悪臭防止法に基づく規制について」を参照してください。

悪臭防止法に基づく規制地域内に工場又は事業場が設置されている場合には、北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱に基づく指導基準値を遵守してください。

詳しくは、『公害関係法令等の手引き』

別紙 1 2 「北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱について」を参照してください。

悪臭発生施設を設置している場合には、窓や出入口を開放して作業を行わないでください。

悪臭の発生する作業は、周辺環境の悪化を防止するため、屋内で実施してください。